

砂 第 5 号
平成25年 3月26日

(社)和歌山県宅地建物取引業協会 様

和歌山県 県土整備部
河川・下水道局 砂防課長
(公印省略)

土砂災害警戒区域等の指定について (通知)

県行政の推進については、平素から格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
標記について、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第6条第1項及び第8条第1項の規定により、下記箇所を平成25年3月26日和歌山県告示第353号で指定したので通知します。

記

1. 区域指定箇所 (別紙①参照)
2. 図書の縦覧場所 和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課、海草振興局建設部海南工事事務所、海南市役所

以上

事務担当：
和歌山県県土整備部
河川・下水道局砂防課
保全班 寒川
Tel073-441-3174 (直通)

